

平成 29 年度日野市青少年薬物乱用対策推進本部会議 議事録要旨

日時:平成 29 年 10 月 26 日(木)14:00~15:30

場所:日野市役所6階 全員協議会室

出席者:20名(1名欠席)

本部員(日野市) 11名

関係機関 8名(東京保護観察所立川支部、日野警察署、日野消防署、南多摩保健所、
東京都薬物乱用防止推進日野地区協議会)

市内団体 1名(東京日野ライオンズクラブ)(1名欠席)

次第: 1. 開会

(1)市長挨拶

この会議も今年で 4 年目になりました。引き続き市と関係機関で情報共有を図るということで、顔の見える関係を作っていきたいと思っているところでございます。日野市では、本部会議を緊急で招集するような事件は今のところ起こっておりませんので、年に 1 回という形で招集させていただいております。

全国の状況としては、危険ドラッグはとりあえず一段落ではありますけれども、地下へ潜っているということで、インターネットでの密売等もあるということを聞いております。また、大麻の検挙人数が平成 26 年から増加傾向にあるということです。平成 27 年から若者の検挙数が増加しているということもあり、やはり我々のこの協議会の目的である若年層、青少年への薬物乱用の拡大が危惧されているということでございます。平成 27 年には京都で小学 6 年生の男子が大麻を乱用した事件がありましたし、昨年には茨城県内や他の県内において、また今年は長崎県内において高校生が大麻取締法違反で検挙されるという事件が起きています。このような状況を踏まえて、本日の会議を開催しております。皆様には活発なご意見をいただいて、この会議が実りのあるものとなることを願ひまして私からの挨拶とさせていただきます。

(2)健康課長より

・本会議は、青少年を薬物乱用の被害から守り、健全な育成のために市と関係機関が情報交換を行えるよう平成 26 年度から開催してきているもので、それぞれ顔の見える関係づくりの一助にしてほしい。

(3)自己紹介

関係機関、市内団体、本部員の自己紹介

次第: 2. 日野市を取り巻く薬物乱用の現状

(1)日野警察署より

・日野市管内における刑法犯の数は、全国レベルでは減っている。大麻取締法違反で1名未成年女子の検挙事案があった。
・全国統計によると 20 歳未満の検挙・補導状況については、減少傾向にある。但し、小学生の犯罪件数は増加傾向。街頭犯罪(強盗、ひったくり等)が増えている。
・警視庁管内における昨年の少年の検挙・補導数は 4,837 人であり全国で一番多い。
・29 年度の薬物事犯に関する全国的な傾向については、覚醒剤は減少しているが、大麻が多くなっている。青少年の入手経路については、友人からもらうケースがほとんどで元を断つことが難しい。
・今後の懸念事項としては、インターネットで女子が男性と出会う状況が増えており、その男性が薬物をやっていると言き込まれる危険性がある。都内では実際にそのようなケースが起きている。

・日野警察署では、犯罪に結びつくインターネットを利用した子供たちに対し、補導活動の一つの手段としてサイバーパトロールを実施している。また、各中学校・高校でのセーフティ教室または薬物乱用教室などを通して青少年らに対して薬物乱用防止に務めている。

(2)日野消防署より

・この1年で薬物にかかわる事案、犯罪にかかわる薬物を使用した救急要請は受けていない。自殺を目的とした処方薬・市販薬を大量に服用した救急事案は相変わらず発生している。正確な統計は取っていないが、概ね月に1件ほど、年間10～20件未満の件数がある。

・薬物を大量服用(50錠以上)していることが見込まれる場合には救命対応が必要。迅速に救命センター等の医療機関に搬送することを基本とした活動をしている。このようなケースに遭遇した場合は、飲んだ薬物が特定できるように、飲み残しや空き箱の確保や、何錠飲んだかの情報提供をお願いしたい。

・救急出動件数は右肩上がりで伸びている。出動要請が増えても救急車は増えていないため、弊害として救急隊の到着が遅れてしまう。救急要請のあった人の半分は軽症ということもあるので、救急車の適切な利用をお願いしたい。救急車を呼ぶかどうか判断に迷ったときは、「救急受診ガイド」を活用してほしい。“7119”に電話すると看護師が対応しアドバイスを受けることもできる。周知について協力をお願いしたい。

(3)南多摩保健所より

・南多摩保健所での薬物乱用防止活動は、直接対象者というよりは、啓発活動を直接実行している地区の薬物乱用防止推進協議会の会員、薬剤師会、学校薬剤師会への資材の提供や後方支援が中心になっている。このほかに東京都の薬務課が実施している薬物乱用の推進プランへの意見や、取組みに協力するという活動も行っている。

・生活環境安全課における相談件数は0。

・保健所では、リーフレットの配布や薬物見本の貸し出しを実施しており、主に小中学校で行われる薬物乱用防止教室等で活用されている。若年層への啓発は有効であると考えている。

・成人に対する取組みとしては、初めての取組みとして、モノレールにポスター広告を出した。

・日野市教育委員会の協力で、学校の理科系教諭や学校薬剤師を対象に毒劇物の取扱いに関する講習会を開催し、その中で薬物に関して薬物乱用防止の知識と最新情報を説明した。

・7月5日には、日野・多摩・稲城・八王子・町田の5市による薬物乱用防止連絡会を開催し、武蔵野ダルクの主催者による講演をいただいた。

(4)東京都薬物乱用防止推進日野地区協議会より

・主な活動は、市のイベント時における啓発活動、中学生による啓発ポスター及び標語の募集や展示会の開催、学校における薬物乱用防止の授業。

・イベントでは、幅広い年代に対して、薬物見本の展示、リーフレット・ポケットティッシュ等を配布。

・今年は産業まつりでライオンズクラブと合同で啓発活動を実施予定。これは昨年の本部会議の結果実現したもの。

・12月21日～26日(火)の休館日を除く5日間で、中学生のポスター展示会を開催予定。

・中学生による薬物乱用防止ポスター・標語の募集事業の概要及び昨年度実績について報告。なお、最優秀作品については、協議会でオリジナルポケットティッシュを作成し、応募した生徒に配布。

・(薬剤師による学校における薬物乱用防止教育について)小学生には、健康や薬の話について実験などをしながら説明している。中学生には薬の影響についての説明や、薬物を勧められた時の断り方のデモンストレーションやグループディスカッションを実施している。自分は大切なものということを理解してもらいたいと考えている。

・(保護司の関わりや活動について)薬物関連の勉強会は保護観察所の研修会で実施している。市内中学校のセーフティ教室に参加もさせてもらっている。日野分区では、学校との連携(情報交換)を行っている。

・(民生委員の関わりについて)民生委員の代表として協議会が実施する様々な啓発活動に参加。地道な活動だが、繰り返し啓発することが大切と感じている。

(5)東京日野ライオンズクラブより

・会では、子どもたちに薬物の恐ろしさを知っていただくということで活動している。乱用防止教室では、

パネルや標本の見学、DVD 上映などを行っている。感想文も書いてもらっている。

・今年は既に2校で実施済み。いずれも学校公開日に実施し、多くの保護者の方にご参加いただけた。

・今年の産業まつりでは、東京都薬物乱用防止推進日野地区協議会と共同で啓発活動を実施する予定。パネルや薬物見本の展示、各種啓発資材を配布する。ブースの看板には、2団体の名称に加えて、対策本部の名前を出すことも検討してほしい。

次第： 3. 東京保護観察所立川支部における薬物事犯者処遇の取組状況と刑の一部の執行猶予制度について

(東京保護観察所立川支部山田統括保護観察官より)

・(保護観察所とは)保護観察所は国(法務省)の機関の一つ。全国50か所にあり、東京・大阪・福岡にはそれぞれ支部がある。三多摩地域は立川支部の管轄で日ごろは、保護司、保護司団体、更生保護助成会といった更生保護に従事して頂く団体の方々と一緒に事業をしている。

・(薬物事犯対象者に対する専門的処遇プログラムの実施)保護観察所では、薬物事犯対象者に対して専門的処遇プログラムを実施している。対象は成人・少年のうち圧倒的に成人が多い。

・保護観察を受ける者には、遵守事項が義務付けられており、薬物再乱用防止プログラムを受けることもその中のひとつ。指定された時期にプログラムを受けないと遵守事項違反となり、執行猶予や仮釈放が取り消されるなどのペナルティがある。少年については、遵守事項ではなく任意でプログラムを受講することができる。

・保護観察は観察官と保護司の連携により進めていくが、プログラムは観察官が専門的に指導を実施する。指導内容は、ワークブックを用いた学習指導と簡易薬物検出検査の二本立てとなる。(指導内容の説明)

・(東京都立多摩総合精神保健福祉センター(多摩総)との連携)薬物依存のある保護観察処分対象者については、多摩総が実施する『薬物・アルコール等再発予防プログラム(＝タマープ)』、または、個別の相談支援を継続的に受けられるように対象者に働きかけて薬物依存からの回復に向けた効果的な地域支援が受けられるようにしている。

・限られた保護観察期間だけでは薬物依存が解消されることはなく、一生かけて依存と向き合っていく。薬物依存のある人たちが、地域での医療機関や公的機関でのプログラムを含めて依存と向き合っていける地域支援につなげていけるかということが重要である。多摩総との連携はその取り組みの一環である。

・(刑の一部の執行猶予制度について)平成 25 年 6 月法改正により成立、平成 28 年 6 月 1 日施行。

・従来は、刑期の全部を実刑(全部実刑)とするか、刑期の全部を執行猶予(全部執行猶予)とするか二択のみ。刑務所出所者の再犯防止・社会復帰のための仕組みとして仮釈放制度があるが、期間が短く十分な地域移行ができずに再犯に至るケースが多かった。⇒薬物依存により何度も刑務所に行っている人に対しても、一定期間執行猶予保護観察を付けてその保護観察の中で最終的に地域支援に施行していくような仕組みが必要、という考え方からこの制度ができたともいえる。

・法改正により、3 年以下の懲役・禁錮を言い渡すとき、判決で1～5 年の間その一部の執行を猶予することができるようになった。

・薬物使用等の罪を犯した者で初入者でないもの(累犯者)については、猶予中は必ず保護観察に付される。⇒刑務所内の処遇と執行猶予中の保護観察を中心とした地域社会における処遇の二つを受けるということになる(実際の執行猶予期間は 2 年が多い)。

・刑の一部執行猶予の適用については、現状では 95%が薬物事犯。保護観察所としては刑務所から出てきた人の再犯を防いで社会復帰をはかるために、保護観察官が保護司と協力して指導支援を行っていく。

・この制度により、保護観察の対象となる人は増える。限られた保護観察期間の中で、依存症の問題が完全に解消されるわけではないため、保護観察終了後も医療や地域における支援を受けられるように体制を整えていくことが必要。保護観察所のみならず、地域の医療機関や保健福祉機関等、あるいは民間の団体も含めた連携がこれまで以上に重要不可欠である。

・最後に、薬物依存のある保護観察対象者等への指導支援について、より一層のご協力とご理解を願うとともに、この制度に関して不明点があれば保護観察所まで問い合わせをいただきたい。

次第： 4. まとめ

健康課長より

・本会議は、青少年を薬物乱用の被害から守り、健全な育成を図るために、市と関係機関が顔の見える関係づくりを行えるよう、情報交換を行える場として１年ごとに開催しているもの。初の開催から４年目となるが、人事異動などで参加メンバーの入れ替わりもある。今後も定期的に開催していきたいと考えている。

次第： 5. 閉会

市長挨拶

・それぞれのお立場から様々な情報提供、日頃の取り組みのご紹介をいただけた。
・刑の一部の執行猶予制度のお話しでは、関係機関・団体の連携が必要というお話しもいただいた。話の中に出てきたダルクや多摩総とは福祉部門でも日常的に連携を取っているので、本日の話をきっかけに、薬物対応についてしっかりとした体制を作っていきたい。
・今後とも庁内の連携、市内の各協力団体の皆様との相互連携のもと薬物乱用防止に努めたい。
・この会議は、来年度以降も続けていきたい。すぐに対応が必要な状況になれば、即座に参集いただいて対応を協議したい。山田統括保護観察官から『保護観察所と地域の医療、保険福祉機関との連携が不可欠』との貴重なお言葉もいただいたので、その言葉をいただきながらこの会議も充実させたものにしていきたい。本日は誠にありがとうございました。